

鹿児島県精神科救急医療システム連絡調整委員会運営要領

第1 目的

この要領は、鹿児島県精神科救急医療システム事業の円滑な運営を図るため設置する鹿児島県精神科救急医療システム連絡調整委員会（以下「連絡調整委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 組織等

- 1 連絡調整委員会は、別表に掲げる者から鹿児島県保健福祉部長が選任する委員13名以内で組織する。
- 2 連絡調整委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、連絡調整委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時にはその職務を代行する。

第3 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。
- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

第4 会議

- 1 連絡調整委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、意見を聴取するため関係者の出席を求めることができる。

第5 事務局

連絡調整委員会の事務局は、鹿児島県保健福祉部障害福祉課におく。

第6 補則

この要領に定めるもののほか、連絡調整委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成8年12月4日から施行する。
- 2 鹿児島県精神科救急医療システム運営協議会設置要綱（平成7年8月21日）は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月10日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年1月16日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

構 成 機 関		人 数
鹿児島県精神科病院協会		3
鹿児島県医師会		2
鹿児島大学大学院医歯学総合研究科健康科学 専攻社会・行動医学講座精神機能病学 教授		1
鹿児島県三次救急医療機関の長		1
鹿児島県精神保健福祉会連合会（精神障害者家族会）		1
鹿児島県消防長会 会長		1
鹿児島県警察本部 生活安全企画課長		1
県保健所長会 会長		1
県	県立始良病院長	
	精神保健福祉センター所長	